

平成23年度 第7回 長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成24年(2012年)2月3日(金) 13:30~14:40

2 場 所 長野県庁 西庁舎111号会議室

3 内 容 ○ 議事

(1) 中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価方法書について

(2) その他

4 出席委員(五十音順)

大塚 孝 一

小澤 秀 明

亀山 章 (委員長)

佐藤 利 幸

塩田 正 純

富樫 均

中村 雅 彦

野見山 哲 生

花里 孝 幸 (委員長職務代理者)

5 欠席委員(五十音順)

梅崎 健 夫

片谷 教 孝

陸 齊

鈴木 啓 助

中村 寛 志

平成24年6月21日

長野県環境影響評価技術委員会委員長

亀山 章 印

○事務局（長野県環境部環境政策課 宮坂）

ただいまから、長野県環境評価条例に基づきます平成 23 年度第 7 回長野県環境評価技術委員会を開催いたします。私は、本日の司会を務めます事務局の長野県環境部環境政策課の宮坂俊一と申します。よろしくお願いいたします。

あらかじめお願い申し上げますが、傍聴にあたりましては傍聴人心得を遵守して下さるようお願いいたします。またカメラ撮影につきましては、議事に入る前の冒頭のみとさせていただきますので、ご了承ください。

議事に入る前に、本日の欠席委員を報告申し上げます。梅崎健夫委員、片谷教孝委員、陸斉委員、鈴木啓助委員、中村寛志委員の 5 名の委員さんから都合によりご欠席というご報告を頂いております。

技術委員会の委員 14 名に対しまして現在 9 名の委員に出席いただいております、過半数の委員のご出席がありますので、条例第 37 条第 2 項の規定によりまして、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

この会議は公開で行われ、会議録も公表されます。会議録が作成されるまでの間は、音声そのものが長野県のホームページで公開されることとなりますので、ご承知おき願います。ホームページでの音声の公開、並びに会議録の作成にご協力いただくため、ご面倒でも、発言の前にはその都度お名前をおっしゃっていただくようお願い申し上げます。

ただいまから議事に入っておりますが、条例第 37 条第 1 項の規定により、委員長が議長を務める事になっておりますので、亀山委員長に一言ご挨拶を頂いてから、議事の進行をお願いしたいと存じます。カメラ撮影につきましては、委員長挨拶までとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、亀山委員長さんよろしくお願いいたします。

○亀山委員長

それでは、一言ご挨拶申し上げます。平成 23 年度第 7 回の技術委員会でございますが、今回は中央新幹線のアセスメントの第 4 回の審議でございます。これまで、3 回にわたってご審議いただいたわけですが、なかなか課題が山積しております、本日 4 回目を開くことになりました。今月末に知事意見を提出するということになっておりますので、それにあわせて、本日はできることならこの回を持って意見をとりまとめていきたいと考えています。自然が豊かで美しい地域の環境保全をするために、皆様のご意見を頂きながら、しっかりまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（環境政策課 宮坂）

それでは、大変申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○亀山委員長

それでは議長を務めさせていただきますので、委員の皆さん方のご協力をよろしくお願いいたします。

議事1の「中央新幹線（東京都 - 名古屋市間）環境評価方法書【長野県】について」でございます。まずは本日の予定、並びに前回までの会議の開催状況と当方法書の会議資料につきまして、事務局から説明をおねがいたします。

○事務局（環境政策課 清水）

事務局を務めております、環境政策課環境審査係長の清水と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。事務局より本日の審査の予定、それから、事業の経過、資料の簡単なお説明をさせていただきます。

本日は前回に引き続き、中央新幹線環境影響評価方法書の審議をお願いするところがございます。当事業につきまして、前回までの審議の開催状況と本日の資料について簡単に説明させていただきますが、第1回の審議でございますけれども、ご存じの通り、11月4日に大鹿村交流センターにおいて開催させていただきました。その際、当事業について事業予定地の現地調査を実施し、事業概要と方法書の内容について事業者からご説明をいただき、質疑応答を行っていただきました。

続いて12月14日でございますが、長野県庁で行われた第2回審議では、第1回の審議以降に委員から提出された追加意見、方法書について住民等から寄せられた環境保全の見地からの意見概要、並びに県関係機関からの質問等に対する考え方を事業者からご説明いただき、ご審議を頂きました。

続いて1月18日の第3回審議でございますが、市町村長から提出された意見を資料として提示させていただきました。方法書について更なるご審議を頂いたところがございます。

本日の会議資料でございますが、当方法書の資料として、「資料1及び資料2」を配布させていただきます。

資料1は「第6回技術委員会方法書（第3回審議）での委員意見と事業者等の見解要旨」でございます。前回委員会における、委員のご発言と追加意見、それに対する事業者の見解を記載してございます。

資料2は「方法書についての技術委員会意見等集約表(案)」でございます。前回1月18日の委員会でお示しした集約表案に、更にご審議いただきました内容を追加し、修正等を加えたものでございます。本日、ご審議いただき、最終的に技術委員会としての「意見及び指摘事項」として整理したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○亀山委員長

ありがとうございました。それでは、始めに資料1につきまして、事業者の方から願

いたします。

○事業者(東海旅客鉄道株式会社 奥田)

私はJR東海環境保全事務所長野の所長をしております、奥田と申します。よろしくお願いたします。では、座って説明させていただきます。

資料の1-1ということで、事後回答とさせていたいただいているところを中心に説明させていただきます。

まず2ページ目でございますが、事業者の説明、見解要旨等という欄で事後回答、別紙に記載としておりまして、これはお手元の資料の後ろから2枚目のところを見ていただくと、右肩のところ資料1-1別紙と記載がございますが、この資料を見ていただきたいと思っております。事後回答のうちの別紙に記載という表現が、資料の1-1に何回か出てきています。

例えば、2ページ目の5番目の項目。3ページ目で行きますと7番、それから8番、4ページ目で行きますと10番の項目、このあとまだ続きますが、別紙に記載と記載させていただいている項目は、前回の委員会の中で方法書の198ページの表の7-2-1の評価項目につきまして、追加のご意見を多数いただいたということでありまして、ご意見の主旨を事務局さんの方で簡潔にまとめていただいたというものが、その資料1-1の別紙ということになっておりますので、こちらの方で総括してお答えさせていただきたいというように思っています。

では、資料1-1の別紙をご覧ください。まず意見の要旨でございます。「環境影響の評価項目の選定については、市町村長の意見も踏まえ、事業の実施により影響を及ぼす可能性があると考えられる以下の項目についても対象とすべきである。ということで、

- ・『資材及び機械の運搬に用いる車両の運行』における『文化財』、『主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観（以下、「景観等」という）』及び『主要な人と自然との触れ合いの活動の場（以下「触れ合い活動の場」という）』
- ・『切土工等又は既存の工作物除去』における『低周波音』『地下水の水質及び水位（以下「地下水」という）』、『水資源』、『地形及び地質』、『文化財』、『景観等』及び『触れ合い活動の場』
- ・『トンネルの工事』における『低周波音』及び『地形及び地質』
- ・『工事施工ヤード及び工事用道路の設置』における『低周波音』、『地下水』、『水資源』、『文化財』、『景観等』及び『触れ合い活動の場』、以上18項目にわたって追加して対象とすべきである。」というご意見をいただいたところです。

このご意見について、事業者といたしましては、環境影響評価の項目は、国土交通省令に示された参考項目をもとにいたしまして、影響要因、影響を受けるおそれがある環境要素に対して、法令等による規制又は目標の有無及び環境への影響の重大性を考慮し選定したというところでございます。

なお、本事業においては、環境影響評価の手続きに合わせて、今後、路線のルートを絞り込んで、工事計画の具体化を図る予定ですので、影響要因のうちで「工事の実施」においては、一部の環境要素の区分については、現時点において特定は難しいといえますか、必要か否かという判断がしきれないところがあるというところがございます。よって 198 ページの表 7-1-2 で選定した環境影響評価項目は、一般的な事業の内容により行われる対象鉄道建設等事業と本事業の事業特性、地域特性を踏まえ、整備新幹線等を参考に、環境影響を及ぼすおそれがある要因について、その影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る「基本的な項目」を選定したというところがございます。

一般的な事業の内容により行われる対象鉄道建設等事業というのは下に注釈をつけさせていただきましたが、これは主務省令におきまして、一般的な事業の内容というところが規定されておりますので、参考までにその記載を下にさせていただきました。

今のような考え方で進めてきているというところがございますが、事業者としては、計画の具体化に伴い影響を受ける恐れがある環境要素の項目が生じた場合におきましては、表 7-1-2 で選定した項目に限定することなく、適切に評価項目を選定し調査、予測、評価を実施する考えでございましたが、前回、技術委員会で具体的な項目についてのご意見をいただいたということでもありますので、このご意見を含め、環境影響評価法第 11 条、環境影響評価の項目等の選定の部分に基づき、今後いただく知事意見を勘案して、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えて、それらを選定するということといたします。また、ご意見をいただいた項目、これは左側にある追加の 18 項目であります。このうち今後の計画の具体化で、影響が小さいと思われるという理由などで準備書の段階で非選定としたものについては、事業者の見解の中で理由をお示ししていくと考えております。

以上の通り、前回委員長の方からも方法書の出し直しとか修正とかいうことではなくて、意見が出ました追加項目というものについては、事業者としてどのように対応するのかといったことを、文章などで明確にすることが必要であるというご意見をいただきましたので、そのご意見を踏まえまして、このような形で事業者の考えを明記させていただいたというところがございます。

続きまして資料 1-1 に戻っていただきまして、該当する項目以外の事後回答ですが 17 番、こちらは事業計画ということで、これは 2 つ目のところについての事後回答をさせていただきます。まず、意見要旨のところでございますが、「一般的にトンネル工事はヤードが必要になり、山岳地帯に平らなヤードを造るために、建設機械だけでなく明かり発破を行うことが多いので、検討しておいた方が良いでしょう。トンネル内で使用する火薬量と明かりで使用する火薬量が違うので、そのことも検討された方が良いでしょう。」というご意見です。

このご意見につきましては、明かり発破の要否については、今後の工事計画の具体化の中で検討させていただくと。いうことにさせていただきたいと思っております。

続きまして、次のご意見です。23 番の地下水の関係です。「飯田市の意見で『地下水の水

『文地質学的調査を行うものとする』の中で、地下水位4季とあるが、連続的に把握するため、長期観測を行うこと。というのはもっともなご指摘だと思います。調査地点も分かっていないし、どういう調査をするかという具体的なところまでイメージがわからないが、少なくともこの地下水位の調査に関しては長期観測、常時観測をやって頂くようお願いしたい。また、湧水や湧水に由来する表流水もあるので、それについても同様に調査して頂くことをお願いしたい。」というご意見です。

このご意見につきましては、調査頻度については、他の事業の事例等も参考にしながら検討していくということにさせていただきたいと思います。

以上資料 1-1 についての事後回答のご説明とさせていただきたいと思います。続きまして資料 1-2 の説明をさせていただきます。

#### ○事業者（東海旅客鉄道株式会社 小池）

環境保全事務所長野の小池と申します。よろしくお願いたします。引き続きまして資料 1-2 につきまして、ご説明させていただきます。

資料 1-2 ですけれども、前回の技術委員会の後、追加意見としていただいた意見でございます。6つございますので順番に、意見の要旨と事業者の見解についてご説明いたします。

1 番目ですけれども、振動ということで、「方法書 P215 における『騒音：建設工事騒音および道路交通騒音』では、調査地点が『～概ね 10 地点程度を設定する』としているのに対し、方法書 P216 における『振動：建設工事振動および道路交通振動』では、『～できる地点を設定する』となっている根拠は？騒音・振動の発生源は、同一と考えられるが。」というご意見を頂きました。

こちらについての事後回答といたしまして、建設工事騒音・振動に係る現地調査は、基本的に同一地点にて行います。同様に、道路交通騒音・振動に係る現地調査も、基本的に同一地点にて行うことを考えています。よって、建設工事振動および道路交通振動の調査地点についても、騒音同様、概ね 10 地点程度を設定することを考えています。

なお、今後の計画の具体化に応じ騒音・振動の現況を適切に把握できる地点を選定してまいりますので、調査地点数は増減の可能性があり、その旨は方法書にも記載しております。

続きまして 2 番目ですが、「方法書 P216 における『振動：建設工事振動および道路交通振動』の予測の基本的な手法については、騒音と同様に具体的に表示することが望ましい。

注) P204 表 7-2-1 および P206 表 7-2-2 において、『地盤卓越振動数』を振動の調査項目に入れているのは、予測の際に利用するためと考えられるが。その場合、どのような予測の基本的な手法を使用しますか。」というご意見を頂きました。

こちらにつきましては、事後回答といたしまして、工事用車両の運行に伴う振動の予測は、「道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版」に準じ、工事用車両の寄与分を数式によ

り算出し、現況の振動レベルに加算する手法にて行うことを考えています。

この同手法では、工事用車両の寄与分算出に際し「地盤卓越振動数」は不要ですが、現状の地盤状況を把握する意味で、「地盤卓越振動数」の現地調査を行うことを考えています。

続きまして3番目です。低周波音についてのご意見です。「方法書 P219 における『低周波音』の評価手法に、『低周波音問題対応の手引書』（平成 16 年 6 月）を用いることは避けること。平成 20 年 4 月 17 日に、『低周波音問題対応の手引書における参照値の取り扱いについて』を事務連絡として各都道府県等に周知徹底させている。したがって、新たな科学的知見が発表されるまで、影響等が予測される地域・場所等を勘案して連続測定をしながら対応を考える評価方法もあり得る。また、海外文献との検討も考えられるが。」とのご意見をいただきました。

こちらについての事後回答といたしましては、低周波音に係る評価については、「基準又は目標との整合性の確認」に際し、「低周波空気振動調査報告書」（昭和 59 年 12 月、環境庁大気保全局）、「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年 6 月）等を参考として用いることを考えていますが、ご意見のとおり、事務連絡の主旨を考慮し、取扱いについて検討して参ります。

なお、低周波音に係る評価は、「基準又は目標との整合性に係る評価」だけでなく「回避又は低減に係る評価」も行うこととしており、整合性の確認だけでなく、可能な限り影響を低減するため、どのように努力していくかについて、評価することとしています。

続きまして4番目、これは全体についてのご意見ということで、「評価するに当たっての具体的な科学的知見が存在しない場合、事業者として、『汚染者負担の原則』および『予防原則』に対する考え方を明確にしておくことが重要と考えますが如何ですか。」とのご意見をいただきました。

こちらについての事後回答として、評価については、「基準又は目標との整合性の確認」の他、「回避又は低減に係る評価」を行うこととしています。ご意見のように具体的な科学的知見が存在しない場合には、事業者の実行可能な範囲で影響を回避・低減できているかについて、見解を示すことで評価します。

続きまして5番目に移ります。こちらも全体についてのご意見なのですが、「現時点の施設計画案や工事施工計画案には不確定の部分が多いため、それら計画案の詳細が固まるのに応じて、調査予測方法の詳細についてさらに検討すること。その際、環境影響評価法や主務省令に具体的に定められていないことについては、現地の地域特性を十分に考慮し、長野県環境影響評価条例ならびに同技術指針、同マニュアル等の内容を参考にして、適切な調査予測評価を実施すること。」とのご意見をいただきました。

これにつきましては事後回答といたしまして、工事計画の具体化に応じ、現地の地域特性を十分に考慮し、環境影響評価法や主務省令の他、長野県環境影響評価条例ならびに同技術指針、同マニュアル等を参考に、適切な調査予測評価を実施していきます。

続きまして6番目、動物についてのご意見です。「昆虫についてはリストに挙げられてい

るとおり多くの種が生息しているので、調査する場所ごとに重要な種をスコーピングしてそれに対応する手法と時期を、調査計画を立てた上で実施していただきたい。ダルマガエルは伊那谷に局所的に分布する珍しいカエルなので、提出されたリストにはありませんが、高森町の意見書にもあったように生息地の位置を確認した上で注意して調査していただきたい。」とのご意見をいただきました。

こちらにつきましては事後回答といたしまして、ご意見も踏まえながら、調査手法や時期などを含めた具体的な調査計画を検討していきます。また、ダルマガエルにつきましては、前回提出したリストにはダルマガエル、こちらはリストの記載上はナゴヤダルマガエルとしており、生息に注意して調査していきます。と回答させていただきます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

#### ○亀山委員長

ありがとうございました。それでは今のご説明につきまして、ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。

資料 1-1 別紙ですけれども、国土交通省令の参考項目を基にと書いてありますが、これは○をつけるかどうかは、アセス法の項目の重点化・簡略化に相当するところですね。

主務省令が手元にないのですが、事業が環境に対して与える影響が大きな事業の場合とか、対象でいえば保全すべき対象、例えば自然公園があるところについては重点化を図るといったことを指しているのでしょうか。

#### ○事業者（東海旅客鉄道株式会社 澤田）

省令第6条のことを指しています。

#### ○亀山委員長

ちょっと何条かはわからないのですが、そのとき重点化するものとして挙げられているものは、環境に対して影響が大きい事業ということがありますね。なので、対象があるでしょう。もうひとつ大事な場所、自然公園があったり、住宅が沢山あるところとか。

いずれにしても、今回の事業地のような地域の環境が非常に大事なところについては、考え方としては項目を重点化しても良いはずですが、そのように理解してもよいということでしょうか。そこのところ理解の仕方を確認したかったというだけです。

もう1つ、10行目に表7-2-1とあるのは表7-1-2ということによろしいですね。そこを確認したかったのです。ありがとうございました。

この他、何かございますか。はいどうぞ。

#### ○富樫委員

富樫です。資料 1-1 別紙に書かれていることと、併せて地下水に関することへの事後回

答ということですが、いずれにしても、基本的には必要があれば行うことにするが、現時点では調査項目に加えるかどうかは未定という回答ということでしょうか。

○事業者（東海旅客鉄道株式会社 澤田）

いえ、違います。行います。別紙を見ていただきたいのですが、資料 1-1 別紙の 3 つ目ですが、事業者としては、計画の具体化に伴い影響を受けるおそれがある環境要素の項目が生じた場合には、表 7-1-2 で選定した項目に限定することなく、適切に評価項目を選定し調査、予測、評価を実施する考えでございましたが、前回までこういう言い方をしてございました。必要に応じて。しかしながら、今回は以下のように加えておりますが、この度、技術委員会で具体的な項目についてのご意見をいただきました。

例えば富樫委員がおっしゃった項目は左の欄に入っておりますが、18 項目につきましては、今後提出される知事意見も勘案し、対象事業に係る環境影響評価項目並びに調査・予測及び評価の手法に検討を加え、それを選定するという事で考えています。

ただし、この 18 項目については検討します。俎上に載せますが、今後ルートとか工事のやり方について検討を加えた後に、評価まで至らないというものが中に出てくる可能性があります。そうなった場合は、ご意見をいただいた中身について、なぜ非選定としたかということについて、きちんと準備書の中でご説明していくということですので、追加していただいたものについては見送るということではなく、やっていくということでご理解をいただきたいと思っております。

○富樫委員

はい、分かりました。

○亀山委員長

この場合の今の項目ですが、これは準備書ができる前の段階で公表していただくとかいったことは難しいでしょうか。

○事業者（東海旅客鉄道株式会社 澤田）

前回もそのような議論がありましたが、私どもとしましては準備書がありますし、今回の資料をもって、今回、文章にしてありますけれども、左側の意見要旨として事務局で整理していただいておりますが、追加する項目を数えますと 18 項目あがっておりますので、この資料をもって項目に取り込むということでご理解いただきたいと思っております。

○亀山委員長

了解しました。はいどうぞ。

○大塚委員

大塚です。ただいまの件ですが、別紙の中で回答している中身について「それらを選定します」という言い方をしていながら、「非選定としたものについては」というところが非常にわかりにくいです。議論がかみ合わなかった点がこのようなところに出てくると感じています。

「選定してやります。」「その結果として影響が非常に小さく…」という予測結果で、その関係で準備書に記載すれば良いわけで、それを非選定に言ったところで、選定したものが非選定になる、というところが非常に分かりづらいと私は感じています。ですから、選定したものを本当にやっていくのかといったことが曖昧に聞こえてしまい、奇に感じます。そこがどうなのかなと。

○事業者（東海旅客鉄道株式会社 澤田）

書き方の問題もありますが、非選定の理由を書くということは、何もしないということではなく、検討や作業をした上で「ここについては評価に至りませんでした。」ということになります。

先ほども申しあげましたとおり、18 項目全てを俎上に載せますので、検討を加えた後に他の評価項目と比べ、事業計画からくる位置とか工事のやり方により、ここは評価の結果環境に与える影響が小さいということで選定に至らなかったといったことを書きますので、書き方を、誤解を招かないように考えていきたいと思っています。

○亀山委員長

分かりにくいと誤解されます。

○事業者（東海旅客鉄道株式会社 澤田）

分かりました。

○亀山委員長

資料 1-2 の 1 ページの No. 2、振動の意見要旨の 4 行目、205 ページの表 7-2-2 とあるのは、205 ページには図しかありません。206 ページの表のことですね。念のため精査しておいてください。

○事務局（環境政策課 宮坂）

表 7-2-2 は 206 ページですね。

○亀山委員長

それでは意見がないようでしたら、続きまして、資料の 2 について事務局からご説明を

お願いいたします。

○事務局（環境政策課 清水）

資料2のご説明をさせていただきます。資料2は方法書について技術委員会意見等の集約表（案）でございます。こちらは、前回の技術委員会でお示ししました案に、委員の皆様からいただいたご意見、今資料1でお示した内容になるかと思いますが、こういった発言内容等回答を追加して記載しております。

表の上段の注にあります通り、意見と申しますのは、技術委員会意見として今後、知事に対して述べる環境保全の見地からの意見になるものでございます。指摘事項と申しますのは、意見には至らないのですが、準備書作成にあたって、記載内容の具体的な方法の整備を求めるものでございます。意見指摘事項に該当するものは、表の真ん中あたりに、「取扱」という欄がございますけれども、ここで、どちらかに整理して記載してございます。1件、指摘事項のどれにも該当しない事項については、従来、不採という言い方をしておりましたが、今回発言内容が意見指摘に集約されているものや、会議の中で事業者の詳細な発言があるという主旨で、会議録等で記録として残すという意味で、「記録」と言う形に、今回させていただいております、欄にその理由を記載してございます。

一番右の欄は参考までに、事業者等の説明要旨ということで、これまで、第1回から第3回までの会議で、事業者等からご説明いただいた内容を示しております、先ほどの資料1の内容も再掲してございます。

以降、意見と指摘事項のところについて、資料に沿ってご説明させていただきます。

資料2の1ページ、1番でございます。これは前回もご説明しましたが、全体事項としまして、中村寛志委員、鈴木委員、富樫委員、大塚委員、陸委員、他よりいただいておりますが、いわゆる方法書に示す状況の内容について、情報の収集を求めるものでございます。委員会意見といたしましては、「地域特性に関する次に挙げる情報については入手可能な最新の文献やその他の資料により記載内容を整理し、現地調査に入る前に十分特徴を把握した上で環境影響評価を実施すること。」ということで、水資源としましては、河川の流量及び水質、温泉の湧出量、水道水源の揚水量及び賦存量、その他動植物の生息・生育状況、文化財の状況、地質・地形に係る地形分布図及び表層地質図といったものでございます。

そのページの下、3番目でございますが、鈴木委員からいただいた、アセスの基本的な考え方でございますが、これは、番号4と24の前段、44のそれぞれ富樫委員、大塚委員、鈴木委員の意見を集約した内容にしておりまして、意見としましては「環境影響評価法の趣旨に則り、『基準クリア型』ではなく『ベスト追求型』の環境影響評価を目標とし、可能な限り環境への影響を小さくする取り組みを行うとともに、十分な予測評価ができるよう調査を実施すること。」という意見とさせていただきます。

続いて2ページでございますが、5番目でございます。全体事項として、野見山委員か

ら工専用道路の影響について意見をいただいております、内容としましては、「工専用道路の敷設及び工専用車両の流入に係る予測を行い、環境影響評価に反映させること。」とまとめさせていただいております。

続きまして、3ページの下から2つ目の9番、これは指摘事項ということで亀山委員長より指摘のあったものでございまして、「参考とした専門家の技術的助言に基づいた記述については、助言者の所属、役職及び氏名を表記するよう検討すること。」ということで、指摘をさせていただいております。

4ページ、11番目、これは前回には無く新たに付け加えたものでございます。実験線データの活用について、片谷委員と佐藤委員よりいただいております。番号10を集約しました意見としまして、「山梨リニア実験線の建設及び走行試験において得られた知見に関しては、今般の環境影響評価に最大限活用するとともに、予測評価の根拠となる測定結果（データ）や図表を示すなどして準備書に記載すること。」ということで、まとめさせていただいております。

その2つ下、13番でございますが、富樫委員より意見を頂いております調査内容や手法についての意見でございます。同じような意見といたしまして、番号6の中村寛志委員の関係、17番の塩田委員の関係、それから18番の意見も集約させていただいております。

「事業の計画内容が不確定な事項については、事業計画の具体化に応じ、調査予測方法の詳細についてさらに検討を加えること。また、具体化が困難な事項については、環境への配慮の考え方や対応方法等を検討しその内容を明記すること。」ということと、「環境影響評価の実施にあたっては、地域特性を考慮し主務省令のほか長野県環境影響評価条例、長野県環境影響評価技術指針等の内容も参考にし、適切な調査・予測・評価を行うこと。」という内容でまとめさせていただいております。

続きまして7ページですが、この25番につきましては、先ほど資料1でご説明した通りでございます。「環境影響の評価項目の選定にあたっては、工事の実施区分に応じて事業による環境影響の可能性があると考えられる次の項目についても対象とすること。」ということでございまして、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」における「文化財」、「主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観（以下、「景観等」という）」及び「主要な人と自然との触れ合いの活動の場（以下「触れ合い活動の場」という）」を付け加える、それから「切土工等又は既存の工作物除去」における「低周波音」、「地下水の水質及び水位（以下「地下水」という）」、「水資源」、「地形及び地質」、「文化財」、「景観等」及び「触れ合い活動の場」、それから「トンネルの工事」における「低周波音」及び「地形及び地質」、それから「工事施工ヤード及び工専用道路の設置」における「低周波音」、「地下水」、「水資源」、「文化財」、「景観等」及び「触れ合い活動の場」ということでまとめさせていただいております。

続きまして、裏の8ページをみていただきたいのですが、26番、土砂運搬車両についての意見でございまして、塩田委員よりいただいております。「工事中における車両の走行に

あたっては、現況と比べ台数の増加が予想されることから、土砂等による粉じんの飛散防止の対策を含め、地域住民の安心・安全が得られるよう努めること。」とまとめさせていただきました。

続きまして9ページ、28番でございますが、大気質の評価についてでございます。片谷委員より意見をいただいております、以下29～33番の片谷委員の意見を集約させていただきました。「大気質の予測評価にあたっては、地形や発生源の影響を考慮し、適切な予測手法を用いることにより行い、現況の汚染レベルを把握した上で、その状況を大きく悪化させないという観点から評価を行うこと。また、気象観測については通年測定を前提として検討し大気質の調査地点と併せ、適切な地点を設定して実施すること。」というようなまとめ方をさせていただいております。

続きまして11ページ、一番上の35番、騒音振動でございます。塩田委員より意見をいただき、36番も集約させていただいております。「騒音・振動の環境影響評価の実施にあたっては、必要により発破による影響についても検討すること。」ということでございます。

それから37番、工事車両の騒音振動の関係でございますが、同じく塩田委員よりいただいております、「工事中の走行車両に係る騒音・振動予測評価については、台数や速度を適切に設定した上で実施すること。」ということでございます。

続きまして12ページですが40番、振動について塩田委員より意見をいただきました。先ほど、ご説明があったので省略いたしますが、要するに騒音と同じように振動についても具体的な手法について記載することを求める内容の指摘ということで、意見をまとめさせていただいております。その下の微気圧波についてでございますが、微気圧波というのが分かりにくいので、分かりやすいように記載してください。という記載上の指摘としてまとめさせていただいております。

続きまして42番、低周波の評価についての意見でございます。これも先ほどの資料1でご説明がありましたので、「低周波音の評価にあたっては、平成16年6月22日に環境省が公表した『低周波音問題対応の手引書』中の評価指針として示された参照値は、施設を建設する際の環境保全目標値として策定されたものではないことから、その取扱いについて留意すること。」という意見とさせていただいております。

続きまして13ページ、45番。水質でございますが、花里委員より第1回目にいただいております。「工事により発生する濁水やコンクリート打設により発生するアルカリ排水の処理方法については、予測、評価の結果に基づき、その方法を準備書において明らかにすること。」という指摘としてまとめさせていただいております。

14ページの48番、地下水の区分になりますが、地中の重金属等の評価の場合の意見でございます。49番、63番の野見山委員、65番の富樫委員も同じような形でいただいておりますので、集約をさせていただきました。「対象事業実施区域において、地中に重金属等の含有が懸念される箇所については、事前に資料やヒアリング等により確認し可能な限り回避すること。またトンネル工事に際しては、有害物質を含む地下水が湧出した場合は、周辺

への影響を把握した上で適切な保全対策を講ずること。」ということでまとめさせていただいております。

同じく 14 ページ、52 番でございますが、富樫委員からいただいた意見で、先ほどの資料 1 でもご説明がありましたが、地下水位のモニタリングについてですけれども、「地下水及び水資源に係る環境影響評価において、地下水位や湧水の水量等の調査を行うところについては、変動の有無等を把握するのに十分な期間にわたり実施すること。」というような言い方でまとめさせていただいております。

続きまして 18 ページを見ていただきまして、下の 66 番でございますが、安全性の関係で富樫委員よりいただいた意見ですけれども、「対象事業実施区域である南アルプス、中央アルプス及び伊那谷には活断層や破砕帯が存在し、そこを通過することは避けられないと考えられることから、地殻変動や災害等に対する事業の安全性について、事業者の考え方が多くの人に理解されるよう丁寧な説明に努めること。」という表現にさせていただいております。

次の 19 ページ、67 番でございますが、富樫委員よりいただいた意見で、地形、地質、天然記念物の関係のものになります。第 2 回の時の指摘でございますが、「地形地質に係る天然記念物として、風越山山頂ブナ林・ミズナラ・イワウチワ等自生地及び花崗岩露頭を追加すること。」という内容で、指摘事項とさせていただきます。

続きまして 20 ページ、72 番でございますけれども、動植物の関係で猛禽類の調査に関するご意見について、大塚委員からいただいたものでございます。同じように 73 番の亀山委員長、79 番の大塚委員の意見も集約させていただいております。まとめとしては、「希少猛禽類については、調査区域の事情に詳しい者からも聞き取りを行うなど生息状況を適切に把握した上で影響予測を行い、営巣等が確認された際は十分配慮すること。」という内容でまとめました。

続きまして 74 番、中村寛志委員よりいただいた意見でございます。昆虫類の調査に対するものでございます。「希少昆虫類の調査にあたっては植生との関連性を考慮して調査を行い、予測評価を実施すること。」という意見とさせていただいております。

続きまして 76 番、佐藤委員よりいただいておりますが、動植物のことですけれども、関連としまして、77、78 番の中村寛志委員の意見も集約させていただいております。まとめといたしまして、「動植物の調査にあたっては、地形の違いや地域の特性に応じて生息生育状況を把握し予測評価を行うこと。特に、昆虫類の調査にあたっては、調査する場所ごとに重要な種をスコーピングし、それに対応する手法と時期について調査計画を立てた上で、必要により専門家の助言を受けるなどして実施すること。」という表現にさせていただきました。

続きまして 22 ページでございます。81 番、植物の表記の関係でございますが、大塚委員よりいただいた意見でございます。83 番の後段も集約しております。「植物の調査項目において、『高等植物』を『植物』に修正し、準備書に記載すること。」という内容で指摘を

させていただきます。

続きまして 23 ページの 84 番、里山の生態系の関係でございますが、富樫委員より第 2 回の時に意見をいただいております。「方法書 P89『ア 生態系の状況』における『里山の生態系』については、準備書において『里山』の定義について示すとともに、地域ごとの相互のつながりという視点からの検討も加えること。」という指摘でございます。

続きまして 25 ページ、最後のページでございますが、89 番でございます。いわゆる発生土、廃棄物の関係でございますが、富樫委員からいただいた意見に、90 番の大塚委員、それから 91 番の野見山委員の意見を集約させていただきまして、「工事に伴い発生する残土の環境への影響予測については現地の状況を十分に考慮し、より具体的な処理計画に基づき適切な予測方法を検討した上で実施すること。」ということで、以上事務局として、まとめた案を、説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

#### ○亀山委員長

はい、ありがとうございます。それでは、今の説明につきまして、委員の皆様から、ご意見ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

これまで 3 回に渡りいただいたご意見をもとに、資料をお作りいただいているわけですが、特段ご意見がないようでしたら、このような形で取りまとめるということにさせていただきますかと思っております。

資料による説明は以上でございますが、今までの説明や、方法書の内容につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

#### ○富樫委員

先ほどの説明にあった通り、こちらから指摘にさせていただいた項目については、選定項目に加えていただけたということはお聞きしましたが、この資料 1-1 別紙の事業者の回答を見ますと、ちょっと念を押しておきたいことがあります。事後回答ということで一番最初の項目のところですが、この環境影響評価の項目うんぬんとあって、その環境への影響の重大性を考慮して選定しているということですので、方法書段階で選定項目にしていなかったところにつきましては、環境への影響の重大性はないという見解でつけなかったということだと思います。それについては、こちらから指摘させていただいたことで項目に加えていただいたということですので、単に項目に加えるということではなく、それは重大性を考慮していただくという意味で受け取っていただきたいと思っております。

#### ○亀山委員長

そのほか何かありますか。

それでは、この方法書について意見は出尽くされたようでございますが、技術委員会意見の取りまとめの方法につきましては、資料の 2 の意見と集約表を整理することで行って

いきたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは、そのようにさせていただきます。

本日のご審議の内容も含めまして、事務局で意見と集約表を整理していただき、後日各委員に電子メールでお送りし、内容を確認していただくことにしたいと思います。そこで、必要な修正を行った後に、最終的に私が確認し、県知事に提出する技術委員会意見及び指摘を確定させたいと思いますが、ご一任いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

ありがとうございました。それでは確定した際には、委員の皆様にはご報告申しあげます。今後の手続きにつきまして、事務局からご説明いたします。

#### ○事務局（環境政策課 清水）

今後の手続きですけれども、技術委員会意見は確定され次第、委員長名で県知事宛にご提出頂きます。知事は技術委員会意見と関係市町村長の意見を勘案すると共に、住民の意見に配慮して、事業者知事意見を述べることとなります。この知事意見は県のホームページで公表されます。また、技術委員会指摘につきましては、その内容を反映した環境部長指摘として事業者知事意見を述べることとなります。事業者知事意見を勘案して、住民等の意見にも配慮しまして、調査、及び予測評価をしまして、準備書の作成へと手続きを進めることとなります。以上です。

#### ○亀山委員長

ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご意見ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

特にご発言がないようなので、議事1につきましては、ここまでといたします。この方法書の審議は本日で終了となりますが、事業者から何か一言ございますか。

#### ○事業者（東海旅客鉄道株式会社 澤田）

11月の現地調査に始まりまして、今日までの方法書に係るご審議、ありがとうございます。その間、亀山委員長を始めとした各委員の方におかれましては、それぞれのご専門の分野の、それから専門分野の枠を超えて、環境保全の見地等から貴重な、私ども事業者にとりまして、重みのあるご意見をいただいたというふうに、認識をしております。これから、環境影響評価の手続き、調査は本格的に始まっていくと思いますので、これまでの委員会でいただきましたご意見、それから今後まとめられる知事意見、これの中身をよく受け止めまして、これからの手続き、準備書に向けた調査、作業をやってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○亀山委員長

ありがとうございました。続きまして、議事2のその他ですけれども、事務局から何かございましたらお願いいたします。

○事務局（環境政策課 清水）

議事2といたしますか、今後のスケジュールということで、ご説明させていただきます。現在、お願いしております委員の任期は、2月29日までということになっておりますので、現在、改選に向けて手続きを進めているところでございます。

また、この先新たな案件としまして、長野広域連合B焼却施設の方法書が年度末に出される予定となっております。4月中下旬には、また新たなメンバーで、新年度の第1回の委員会を設定したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○亀山委員長

ただいまのご説明に対して、ご質問ご意見等ございますでしょうか。

それでは、これまでの全体を通しまして、何かご意見等ございましたらご発言ください。

○佐藤委員

佐藤です。これまでの準備書に向けての取り組みは理解できました。

それで、もし可能性があれば探っていただきたいのは、山梨県、岐阜県、愛知県の環境影響評価と長野県の環境影響評価が、どのくらい似たようなものであるか、あるいは違いがあるかということを知るチャンスはあるのでしょうか。

理由としては、県は分かれています、大地は繋がっております。また生物多様性も連なっておりますので、この比較を何らかの形で国民に知らせるような手法があると、その地域の特性がより分かり、またある意味でいろんな大災害の時、何らかの対応をするのに非常にいい資料になるのではないかと思っております、もしJRさんの方で方法がありましたら、探っていただければ嬉しいのですがいかがでしょうか。

○亀山委員長

事業者の方からお答えいただけますでしょうか

○事業者（東海旅客鉄道株式会社 澤田）

佐藤委員からいただいたようなご意見は、他県でも出ております。杓子定規でいいますと、法律とか手続に基づけば都県知事単位と言うことでやっておりますが、環境に関しては繋がっております。

これから準備書等、ドキュメントとしては今後も都県単位で作っていくということになるとは思いますけれども、いただいた意見は他県の委員からも出ておりますので、こういった形で繋がりの部分であるとか全体をご説明なり、準備書に向けて整備していくかということについては、今の時点ではどうするということまではお答えできませんが、課題としては認識しておりますので、考えては行きたいと思っております。

○亀山委員長

ありがとうございました。広く環境を見るという点では非常に大事な御指摘だと思いますし、我々としてはそういったことができる立場にないものですから、是非その辺をすべきだと思います。ありがとうございました。

他にございますでしょうか。

○事務局（環境政策課 寺澤課長）

それでは、事務局の環境政策課長の寺澤でございます。委員の皆様がたに、一言御礼を申し上げたいとこのように思います。

亀山委員長を始め委員の皆様方には、大変お忙しい中、また本年度は9月が第1回でしたけれども、本日の7回までと、日程的に大変厳しい中、この中央新幹線に係る方法書などのご審議をお願いいたしましたところ、慎重ご審議いただき、それぞれご意見を頂くことができました。改めて御礼を申し上げたいとこのように思います。ありがとうございました。

○亀山委員長

それでは、以上をもちまして、議事を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局（環境政策課 宮坂）

どうもありがとうございました。それでは、今回の技術委員会はこれにて終了でございます。皆様お足もとにお気をつけてお帰りください。